

消防予第80号
平成29年3月31日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長
(公印省略)

消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について(通知)

消防用設備等の試験及び点検については、「消防用設備等の試験基準の全部改正について」(平成14年9月30日付け消防予第282号。以下「試験基準」という。)及び「消防用設備等の点検要領の全部改正について」(平成14年6月11日付け消防予第172号。以下「点検要領」という。)により運用いただいているところですが、今般、消防庁で開催している「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」における検討結果等を踏まえ、試験基準及び点検要領の一部を下記のとおり改正しましたので通知します。貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 試験基準の一部改正について

「第14 消防機関へ通報する火災報知設備の試験基準」を別紙1のとおり改めたこと。

第2 点検要領の一部改正について

「第11 自動火災報知設備」、「第16 誘導灯」、「第31 共同住宅用自動火災報知設備」、「第32 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備」、「第33 特定小規模施設用自動火災報知設備」、「第35 複合型居住施設用自動火災報知設備」を別紙2のとおり改めたこと。

消防庁予防課設備係
担当：四維、田中、千葉、坂井
TEL：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

点検要領の改正点について

- 自動火災報知設備
 - 煙感度試験に関する改正
- 誘導灯及び誘導標識
 - 非常電源の機能に関する改正
 - 光源に関する改正
- 共同住宅用自動火災報知設備
- 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
- 特定小規模施設用自動火災報知設備
- 複合型居住施設用自動火災報知設備
 - 煙感度試験に関する改正

※参考

点検基準：消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件

(昭和50年10月16日消防庁告示第14号)

点検要領：消防用設備等の点検要領の全部改正について

(平成14年6月11日消防予第172号)